

3. 福祉医療に関する手続き

① 福祉医療費受給券の交付を受けていた方

手続き	福祉医療費受給券の返却		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給券		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が、福祉医療費受給券をお持ちだった場合、死亡日をもって失効となります。 ・お持ちの場合は、返却をお願いします。 ※返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。 		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

4. 年金に関する手続き

① 国民年金を受給していた方または第1号被保険者であった方

手続き	必要な手続きの確認にお越しく下さい。		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの等		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 ・亡くなられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702 草津年金事務所 ☎077-567-2220		

② 農業者年金を受給していた方

手続き	農業者年金死亡関係届出書の提出		
期限	速やかに	手続きできる人	遺族
持ち物	<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる書類		
詳細	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の受給者や加入者が、亡くなられた場合、農業委員会発行の「農業者年金死亡関係届出書」をJAに提出してください。 		
問合せ先	農業委員会（総合庁舎西館・2階・農業振興課内） ☎0748-58-3712		